

令和3年度松本市差別撤廃人権擁護審議会 議事録

- 1 開催日時 令和3年11月1日(月)午前10時～午前11時57分
- 2 開催場所 Mウイング3階 3-2会議室
- 3 出席委員 大野利和委員、柏澤由紀一委員、上條祐史委員、佐々木保好委員、
下村 純委員、砂山 誠委員、高木美好委員、田中英子委員、
田中智之委員、手塚靖彦委員、林 正邦委員、平谷哲治委員、
松山紘子委員、宮田芳彦委員
勝野おき江委員、降旗 登委員(オンライン参加)
- 4 欠席委員 石坂清子委員、宮下一矢委員(以上2名)
- 5 事務局出席者 副市長(嵯峨宏一)、住民自治局長(村山修)、
人権共生課長(清沢卓子)、学校教育課 学校支援センター課長
(高野毅)、生涯学習課長(高橋伸光)、生活保護課長(青木美伸)、
人権共生課課長補佐(永井康太郎)、学校指導課指導主事(中島
紀子)、生涯学習課社会教育推進担当係長(中村安広)、福祉政策
課課長補佐(野口典宏)、地域づくり課地域づくり担当係長(床
尾拓哉)

6 会議次第

- (1) 開会
- (2) あいさつ
- (3) 委員自己紹介
- (4) 正副会長選出
 - ア 会長 柏澤由紀一 委員
 - イ 副会長 下村 純 委員
- (5) 議事
 - ア 松本市差別撤廃人権擁護審議会規則の一部改正について
 - イ 松本市人権関連施策について
(令和2年度事業実績及び令和3年度事業計画)
 - ウ 質問・提言事項への回答
 - エ 人権相談事業について(報告)
 - オ パートナーシップ宣誓制度について
 - カ その他
- (6) 閉会

7 会議の要旨

- 議事ア 松本市差別撤廃人権擁護審議会規則に基づき事務局から説明
議事イ 松本市人権関連施策について資料に基づき事務局から説明
資料1 「国・県・松本市の人権施策について」人権共生課

資料2「松本市人権関連施策一覧について」 人権共生課、学校教育課 学校支援センター、生涯学習課

議事ウ 質問・提言事項への回答

資料3 質問No. 1 生活保護課説明
質問No. 2 地域づくり課説明
質問No. 3 福祉政策課説明

議長

ただいまの説明につきまして、質問された委員さんいかがでしょうか。まず、質問No. 1につきまして、委員さん。

委員

私は奈川就労センターの指導員をしており、今年12年目ですが、今年の5月ごろの資料に、後2年で閉鎖をするというような資料がありましたので…。その後も、作業員さんの面談で、生活保護課の職員が相談に来て、職員に令和5年で閉鎖になることを話していいか、というような…。奈川地区については、最近の新聞でも報告されていますが、非常に人口が減少した過疎地ということで、松本市でも、今後どうしていくか、市を挙げてやってくれているところだと思うんですね。

奈川地区は、女性や高齢者がなかなか職に就けない地域ですし、職安でも定年後の求人がなかなか無い場所ですので、就労センターがあることによって、80歳を過ぎても仕事ができる或いは女性、交通手段もない女性も働けるということで非常に大事な場所です。合併の時にも、存続をお願いしてきた経過があります。今、作業員は12名ですが、住民に対する比率でいうと松本市全体で置き換えた場合に、5,000人ぐらいの人口に相当します。松本で5,000人の企業だと、ほとんどの家庭に影響が出るような位置付けの場所ですので、ぜひとも考えていただきたいと思いますし、公務員の仕事は、民間では経営が成り立たない事業を行う人の社会的地位であるということも書かれています。昨年、臥雲市長が就任の挨拶で「誰も置き去りにしない。どの地域も取り残さない。誰もが豊かな松本を作るため静から動へ。松本の前に進めます。」と言われた通り、そういった行政を、是非やっていただきたいと思います。

また資料を見ていますと、過疎地域の発展計画の策定にあたる資料ありますが、松本は経済的にある程度豊かなので、そういった対策が8年までは計画として認めてくれるそうです。この制度を使うと、事業費の7割は国から援助があるということもありますので、当初の計画にあった、新築もやりやすい条件もあると思います。ぜひ、地域の特性を考え、施策を進めていただきたいと思います。

議長

ありがとうございました。

実は、奈川の今後の発展のために、いろんな知恵を出そうということで、市役所の中にもワーキンググループが立ち上がっており、私もそのメンバーに入っています。今日の委員さんのメッセージは、その場でも伝えていきたいと思います。

議長

次に、質問No. 2・3につきまして、委員さん。

委員

回答ありがとうございました。

まず質問No. 2の買い物弱者に対する支援でございますが、非常に高齢化が私どもと地域でも進んでおり、車を持っていれば買い物は簡単にできるということですが、いざ免許を返納して、スーパーとかに買い物に行く。例にも出しております、とくし丸の例ですとか、或いは生協はどういうふうに通注しているんでしょうね。FAXで注文し、それを1週間後に運んできてくれるのか、或いは1週間前に運んできた時に渡して、それを送るのか。といっても、高齢者の皆さんはファックスが操作できない。

ですから、高齢化がどんどん進んでいるということで、弱者が増えている。かといって、それを地域町会の支援やボランティアに委ねるというだけでは、高齢化の加速の方が強くて、対応が進まない状況だと私は思いますので、ぜひ体制的に考えていただいて、高齢者の見守り含めてお願いしたいと思います。

次に質問No. 3の災害時要支援者支援プラン推進事業の件です。災害時の要支援者名簿についてですが、2年前の説明会の時に、「個別カード作らないの。」と質問をしたら、当時の説明担当者は「作りません。趣旨が違います。」ということでしたが、私どもは「それはまずい。」ということで、町会単位で作業を始めました。

でも町会って、やはりドロドロしておりまして、お隣の人にはあまり情報提供したくないとかがあります。町会の組織で隣組というものはご存知だと思います。組長は大体1年で交代しています。輪番です。

組長には個人情報をお話したくない、ということになりますと、地域の支援者や組を超えて、隣りにいる若い人たち或いは仲良くしている人たちに支援をお願いすると、というようなことでやっていかなきゃいけないのですが…。去年4月に配布された名簿の時に、平常時の見守りや災害地の避難支援という名目でこの名簿を作ったはずなんですよ。

その結果、個別カードがなくなりました。

今まで町会では、病気だとか何かという時には、救急車を呼んで病院へ連れて

行き、個別カードの情報から松本市より遠くに住む家族に電話して病院に来てもらい、引き継いで、帰ってくる。そういう時には、帰りのタクシー代は町会の災害関係の費用で負担しています。そのような取組みをいろいろやって、幾ら孤独で一人であっても、その町会に住み続けることができるということを目指してやってきましたが、後退しちゃったわけですね。何にも情報がない。

それで、一度無くなった個別カードをまた作れというのは、抵抗があるものですから。ぜひ一つ、行政の力を借りて、承諾を得ながら、その町会にいつまでも住み続ける、いう方向に持っていきたい、というふうに考えております。特に、災害に対する特定チームと特別地域ということで進めておりますが、個別カードの作成もうまくいかないという状況ですので、ぜひ協力をお願いしたいと思います。

議長

はい。ありがとうございます。

質問No. 3につきましては、私は公民館長会の会長をしておりますが、各地区の公民館は災害時の要援護者の指定避難所に優先受け入れ場所になっていますが、それについて先月も公民館長会で検証しました。実際のところ、局所的、短期的な災害の可能性が非常に高いにもかかわらず、現状としては、それを受け入れる体制が十分かという、そうでないという現状です。

というのは、そういう障害をお持ちの方とかいろいろなニーズを持った方に対応する人がいるわけです。素人が来て、私が公民館長で「さあ行きましょう」というわけにはいなくて、介護福祉ですとか、いろんな資格を持った有資格者の中で援護避難所をサポートする体制を作っていくというのが、現在の法体系で求めないと、その辺は進んでないということなので、非常にこの問題は課題が多いと思います。多分、ここで課長さん方、即答はできないと思いますがその課題の多いことを認識いただいて、いろんなチャンネルで、解決策を探していかなきゃいけないかなというわけですね。

質問No. 2につきましては、ちなみに生協は、配達してきた時にマークシートに記入した注文用紙を渡して注文するというシステムがありますが、いずれにしても、そういう買い物弱者という問題も非常に大きな問題なので、いろいろな人を巻き込んで、解決策を探っていただきたいと思います。何か、他にコメントすることございますか。

まず地域づくり課からお願いします。

事務局（地域づくり課）

委員のご発言の中にありました、なかなかボランティアの支え合いだけはやっていけないという状況、十分認識しております。

また、センター、サポートの強化などについても検討して参りたいと思います。

議長

はい。次に福祉政策課、お願いします。

事務局（福祉政策課）

ありがとうございました。

委員からもご紹介ありましたように、現在の地域づくりのモデル地区ということで島内地区が防災に向けた取り組みをされているということで、私の方でも、実際、地域住民の皆さんの中で、どのような支え合い体制作っていくかというところで、先ほどお話がありましたように、名簿に名前が載っている方も、個別の同意の取り方なども一緒に考えさせていただきながら、どういう方法が一番、地域の中でうまく広まっていくのかというところを一緒に考えたり、検証しながら、広めていけたらいいという風に考えております。

議長

委員よろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

以上で、事前にいただきました質問についての回答の説明をいたしました。全般について何かご意見ございますか。よろしいですか。

よろしければ、続いて議事エの人権相談事業について担当者から説明をお願いいたします。

議事エ 人権相談事業について（報告）

資料4について、人権共生課説明（報告）

議長

ただ今の人権相談事業につきまして、ご意見ご質問のある方はお願いします。

委員

相談件数は少ないですが、周知は広がってきていると思います。人権擁護委員の相談も同様ですが、相談者はかなり悩んだ末に、窓口に来られる方が多いです。よって、相談窓口は多い方がいいと思います。今後も、相談件数のみで、事業の

良否を測るのではなく、長い目で見ていただきながら、長く継続していただけたらと思います。

議長

他にありますか。よろしければ、次に、議事オ「パートナーシップ宣誓制度について」担当課より説明をお願いいたします。

議事オ パートナーシップ宣誓制度について

資料5に基づき、人権共生課説明

議長

ただ今のパートナーシップ宣誓制度につきまして、ご意見ご質問のある方はお願いします。ないようですので、私のコメントとしては、こういうパートナーシップとか、LGBTQとかは、非常に今日的な問題というふうに捉えておりますが、平安時代に書かれた「とりかへばや物語」という物語、皆さんご存知でしょうか。トランスジェンダーを扱った物語で、一人は女として生まれたけれども、男として生きたい、もう一人は男として生まれたけれども、女として生きたい。親はそれを本人たちが望んだ性で育てていく、という物語です。こういう問題は今日始まったわけじゃなく、実は昔からトランスジェンダーという性に違和感を感じている人が存在してきたということでもあります。

そういった歴史的なことも踏まえて、勉強も兼ねて考えていかなければいけないのではないか、と私は思います。

議長

その他、特段何かご発言のある方いらっしゃいますでしょうか。

皆様から貴重のご意見を伺うことができました。この審議会では、各方面からのご意見いただき、市でも本日の皆様のご意見を参考に、人権施策をご検討いただきたいと思います。

以上を持ちまして、議案については終了ということで議長を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

以上